

▶ 特定創業支援事業とは

- ・創業に必要な4分野「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識の習得を目的とした、1か月以上かつ4回以上の継続的な支援事業のことで、京丹後市内で行う特定創業支援事業は次のとおりです。

創業支援事業者	特定創業支援事業の内容
京丹後市商工会（本所及び5支所）	●経営支援員による伴走型支援（随時） ●専門家派遣による個別支援（随時） ●創業ゼミ
京都産業21 北部支援センター	●職員による伴走型支援（随時） ●専門家派遣による個別支援（随時）

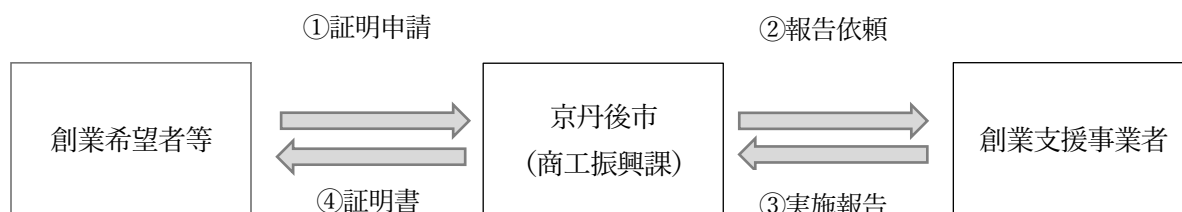
- ・1か月以上の期間にわたり延べ4回以上の継続的な支援を受け、「経営、財務、人材育成、販路開拓」のノウハウを習得できたと認められる場合、申請に基づき特定創業支援事業を受けたことの証明書の発行が可能です。

▶ 特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書によるメリット

- 1 京丹後市内で創業する個人が、会社（株式会社又は合同会社）を設立する場合、**登録免許税軽減**
- 2 信用保証協会の創業関連保証が創業**6か月前から申込可能**（別途審査が必要）
- 3 京丹後市内での創業に限り、日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の**貸付利率の引き下げ**対象として、同資金の利用が可能（別途審査が必要）
- 4 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞の申請に必要な証明書を発行

▶ 特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書の発行

- ・特定創業支援事業終了後、所定の証明申請書を市に提出してください。市は申請書及び創業支援事業者に支援内容を確認の上、証明書を発行します。
- ・申請時に、市が申請者の住所、名称、氏名、電話番号、支援内容を創業支援事業者に提供し、創業支援事業者が市に具体的な支援内容を報告することに同意いただく必要があります。



〈お問い合わせ〉
京丹後市商工観光部商工振興課
電話 0772-69-0440